

大分市スポーツフェスタ運営業務委託仕様書

1. 業務名

大分市スポーツフェスタ運営業務委託

2. 目的

本市では、市民の健康づくりや体力増進のきっかけづくり、世代を超えた交流を目的として、大分市スポーツ協会加盟団体と連携しながら多様なスポーツを体験できるイベントを「大分市スポーツフェスタ」と題して開催してきたところである。

昨年度に引き続き、多種目のスポーツを同一会場に集約してイベントを実施し、来場者が多様なスポーツに触れる機会を創出するとともに市内におけるスポーツ人口の効果的な裾野拡大につなげていくことを目的とする。

3. 開催概要 ※入場無料

日 時：令和6年9月15日（日）～16日（月・祝）

場 所：サイクルショップコダマ大洲アリーナおよびその周辺

概 要：大分市スポーツ協会加盟競技団体等と連携し、市民が気軽に多様なスポーツの魅力に触れることができるイベントを開催する。

4. 委託期間

契約締結日から令和6年10月31日（木）まで

5. 委託する業務内容

- ①本事業の趣旨を踏まえて、参加者が多様な種目のスポーツ体験できるイベントを企画すること。
- ②指定管理者・大分市スポーツ協会加盟の競技団体等と連携を図り、多くの競技団体がイベントに参加できるよう連絡・調整を図ること。
- ③イベントへの市民の来場を促すため、広報物の制作や広報活動を行うこと。
- ④来場者が多様なスポーツを楽しむことができるとともに、会場内およびその周辺で安心かつ快適に過ごすことができるよう、イベントを適切に管理・運営すること。
- ⑤来場者の滞在時間の延伸、満足度の向上を図るため、キッチンカー等によりイベント会場内で飲食を提供できる体制を確保すること。
- ⑥来場者と競技団体に対してそれぞれアンケートを実施し、結果を集計すること。
- ⑦業務終了後、速やかに開催状況が確認できる記録写真を含む事業実績報告書1部を市へ提出すること。

(1) イベントの企画

- ア 子どもから高齢者までの幅広い世代が、様々なスポーツを体験し、その魅力に触れることができるイベントを企画すること。
- イ 会場のレイアウトやプログラムを工夫し、来場者が会場内に一定時間滞在して、複数の競技に参加したくなる企画とすること。
- ウ その他、集客につながるようなプログラムを企画すること。

(2)競技団体との連絡・調整

- ア 各競技団体に対するイベント参加要請
(但し、おおむね20団体以上の参加団体を確保すること)
- イ 参加団体とのイベント実施内容に係る連絡・調整
- ウ 会場および用具等の確保
(会場手配や用具確保に費用が発生する場合は、受託事業者の責とする)

(3)広報物の制作等

- ア イベント告知用チラシの作成
(仕様：A4判・カラー両面 部数：30,000部 その他：市内小学校配送用等、市の指示に従い分包処理を行うこと)
- イ イベント告知用ポスターの制作
(仕様：B2判以上・カラー片面 部数：20部以上)
- ウ その他の公的な広報活動を提案し、実施すること
- エ ア～ウの媒体を活用した広報計画を作成すること

(4)イベントの運営・管理

- ア イベント会場の設営および会場周辺における掲出物等の配置
- イ イベント運営スタッフの配置 (交通誘導員・会場および周辺の警備員を含む)
- ウ 事故等の緊急時に備えた体制整備 (看護師の配置等)
- エ 参加競技団体への対応 (弁当、その他の支給等)
- オ イベントの進行管理
- カ イベント終了後における撤収作業

(5)運営体制の構築

実施に当たっては、業務全体の責任者、各業務の担当者を定め、運営体制を構築すること。また、委託者との調整を緊密に行うため専属の担当者を置くこと。

(6)事業実績報告書作成業務

業務終了後、速やかに開催状況が確認できる写真等を含む事業実績報告書1部 (アンケート結果を含む) を市へ提出すること。

6. 保険への加入と損害賠償

会場設営からイベント当日及び撤去までを対象としたイベント保険に加入すること。
本業務中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと。

7. 著作権

本業務で新たに発生する著作権をはじめ、成果品の全ては、市に帰属するものとする。
また、成果品に含まれる構成素材 (写真、イラスト等) については、市が二次的著作物を作成し、利用することについて許諾すること。

8. 支払い条件

本業務終了後、適法な請求を受けた日から30日以内に、一括払いにより委託料の全額を支払うこととする。

9. 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

10. 個人情報保護

個人情報の保護に関する法律等に基づき、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

また、この事業で知り得た情報等をもとに、参加者に対し特定の団体等に参加させたり勧誘させたりするようなことは、事業中、事業後を問わず、一切行わないこと。なお、本業務により取得した個人情報は、業務終了後直ちに市に引き渡す、または適切に廃棄処理をした後、市に報告書を提出するものとする。

11. 守秘義務

受託者は、業務委託を行うに当たり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

12. その他

- (1) 参加競技団体及び参加者との間に発生したトラブルに対しては、責任を持って対処すること。
- (2) 受託者は、委託業務を実施するに当たり、市との緊密な連携を図るとともに、進捗に応じて市の指示により報告を行うものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また、本仕様書に定めのない事項については、速やかに市と協議すること。
- (4) 本仕様書に示す内容は主要事項であり、明記していない事項についても、当然備えるべき事項について要求内容に含まれるものとして提案書を作成すること。